この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ · 4	7-7.、 双受印 \																				[1.	/2]
令和] 有	三 月	日	申	住が、	又 に 人 の 店 る 事	場 マ	所) は		の場合 県広	·のみ公 島市「	表され		25	(電話	舌番号	<u>1</u> 0	82	_	246) -	- 081	8)
				請	納	税	<i>i</i> +)	地	(〒 7 広島: パオ	県広 ビル	島市中三階) Σ通1- :	25	(電話	舌番号	1 0	82	_	246) -	- 081	8)
				ملد	氏名		t 名 i ナ)	称	溜畑	陽	氏												
	広島東	· [_ 税務	署長殿	者	(法 / 代 表			名															
.>-	の由語	書に記	載した	次のヨ	法事項(❸		番 	号適相	タ請 · 求:	主 発 :	 			ア発制	 ;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;	, Z L		. L.	TEI	 	ホー	 \ \	 - ジで
公表 1 2 な	されま申請人 上	す。 の氏名 (人格の :記1及	又は名: ない社 び2の	称 団等を ほか、	を除く。 登録番 て公表し)にま :号及で	かって <i>l</i> バ登録 ⁴	は、 年月	本店又 日が公	くは主 公表 さ	Eたる これま	事務)	所の所	· 在地									, (
(平成2 ※ 当	8年法律 該申請	津第15 青書は、	号) 、所 ²	求書発 第 5 条 得税法 日以前	の規定等の-		る。改	改正後 正する	後の判 法律	肖費和	总法负	育 57 条	きの 2	第 2	2項(の規	定し	こよ	りゅ	請	しまっ	す。
					期間の第和5年							場合	は令和	旬5年	月6,	月 30	日)	まっ	でに	この	申記	青書を	: 提出
					このほ	申請書	を提出、		時点に				る事業	者の国	区分に					付し	てく	ださい	\ \ ⁰
事	業	者	区	分				り確言	✓ 課認 認」欄を 載して	を記載		くださ				事業者		亥当-	する		には、	次葉	「免税
判定合このなか	により 令和 5 申請書: ったこ	月31日課税事業年6月3	業者とた 10日)ま ることだ き困難た	よる場とででま は事情		1 V HE I	נאוןי ניט	O HL		<i>\\\\</i>	- •	<u>IIT 0</u>	(16 III s	X X X	. ч с	C HE!	PC / 1		v 0 .	, o_			
税	理	士	署	名	税理:		長谷	Э Ш:	会計						(電話	舌番号	<u>1</u> 0	82	_	272	2 –	- 586	88)
※ 税	整理番号				部門 番号		申言	青年	三月日			年	月	F	通	ſ	自	月 E	月	ŕ		確 認	
務署処	入 <i>た</i>	処 理		年	月	目	番号確認				身元 確認			確認書類		、番号 /)他(カード	/通知 	11カー	ド・選	転免討	午証)	
理欄	登録	番 号	Т	<u> </u>							1						1	1		<u> </u>			

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

																			1				_						
																			称			陽	氏						
	Ē	该当`	する	事	業者	う (の)	ヹゟ	分に	応し	١,		にし	/訂]をf	すし	記載	뷫し	てく	、だ	さい	/)°								
免税	□ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号)附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。																												
		/173		1		Ψ.									1					1									
事		個	ı	人		番		号																			_		
業		事 生年月日(個業 人)又は設立																			- 1	事	業	年	度	ı		月	
者		内日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本										年		月		日			のみ 記載		7	<u></u>	 金	至		月			
l o		谷等	-		4k-	ı.b.		<i>₩</i>																					
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け															令和													
認	ようとする事業者 令和															年		月		日									
登録要件	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。																												
0	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。) □ はい □ いいえ																												
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して います。 -																はい		V.	いえ									
参																													
考																													
事																													
項																													